

## 文例（付言事項）

第〇条 . . .

私は永年にわたって苦楽を共にし、私に尽くしてくれた妻〇〇に感謝しています。愛情をこめて育てた大切な子供たち2人も、それぞれが独立し、幸せな家庭を築き、安心している次第です。

さて、本遺言で長男〇〇に長女〇〇より多くの財産を相続させたのは、結婚後も私と妻と同居をしてくれ、長男の妻〇〇さんにも、私や妻の療養看護でお世話になった感謝の気持ちをこめてです。今後とも妻のことをよろしくお願いします。長女には少ない財産分けとなって申しわけないのですが、良き伴侶に恵まれ、幸せな生活を送れていることを感謝し、今後とも兄妹仲良く、助け合っていくことを希望します。

最後に、素晴らしい妻、子供、孫たちに恵まれたことに心から感謝します。

原則遺言には何を書いても構いませんので、遺言を書くに至っての動機や心情、財産配分の理由、相続人等に対する希望や感謝の言葉等を「付言事項」として書くことができます。何らかの理由があって、不公平な配分をする場合や、どうしても遺留分を無視した遺言をする場合は、どうしてそのような相続分の指定になったのか、その理由と想いを付言事項に書いておくといよいでしょう。付言事項に書かれた遺言者の意思を組みとって、遺留分を侵害された相続人が減殺請求を行わないことも考えられます。また、遺言という最後のメッセージに家族への感謝の想いを書いておくのもよいでしょう。

ただし、付言事項には、法的な強制力はありませんので、付言事項を守るか守らないのかは、相続人や受遺者次第になります。